

沖縄県漁業取締船建造設計委託業務の企画提案に係る募集要綱

1. 業務概要

- (1) 業務名：沖縄県漁業取締船建造設計委託業務
- (2) 履行期限：契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで
- (3) 目的：本要綱は、沖縄県漁業取締船建造設計業務を委託する者を決定するための提案書の応募について、必要な事項を定める。
- (4) 業務内容：仕様書（案）のとおり。
- (5) 契約限度額：¥9,108,000 -（消費税及び地方消費税を含む）
この金額は企画提案公募のために提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる。
- (6) 本業務は、受託者を特定する場合において、一定の条件をみたす者を公募により選定し、企画提案書の提出を求め、その内容が業務の履行に最も適した者を受託者とするプロポーザル方式の業務である。
- (7) 本公告は、令和8年度の沖縄県当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる。また、沖縄県議会において令和8年度当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。

2. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当していないこと。
(注) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
 - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと

及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (4) 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団の利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (5) 当該業務の見積額が契約限度額以内であること。
- (6) 過去 10 年間（平成 28 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで）に竣工した国又は地方公共団体の漁業取締船、漁業調査船、漁業指導船いずれかの設計実績があること。

3. 担当課（問い合わせ・各種書類提出先）

沖縄県農林水産部水産課漁業管理班 担当：柴田・前田・中村

住所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

電話：098-866-2300

FAX：098-866-2679

E-mail：aa048305@pref.okinawa.lg.jp（沖縄県水産課代表）

4. 質問の受付及び回答

本要綱や仕様書等について質問がある者は、質問書（様式 1）を提出すること。

※簡易な質問であれば電話でも受け付ける。

(1) 提出方法

電子メールによる。

（申請者から必ず電話で受信の確認を行うこと。）

(2) 提出期限

令和 8 年 4 月 10 日（金）12 時

(3) 回答方法

質問及び回答内容をとりまとめた上、令和 8 年 4 月 17 日（金）、ホームページ上に公開する。

なお、回答内容は、本実施要領及び委託仕様書の追加又は修正したものとして扱う。

5. 応募書類等の提出

この手続きに参加することを希望する者は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出期限 令和 8 年 4 月 23 日（木）17 時必着

(2) 提出方法 持参又は郵送による。

なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとする。

(3) 提出書類

下記資料を一連とし、片面印刷で A 4 判フラットファイルに綴って提出すること（左綴り）。各様式の間にはインデックスで間仕切りを入れること。提出部数は 7 セット（原本 1 部、コピー 6 部）とする。

- ① 企画提案応募申請（様式2）
- ② 法人の概要（様式3-1）
- ③ 法人の船舶設計業務実績（様式3-2）
- ④ 担当主任技術職員の船舶設計業務実績（様式3-3）
- ⑤ 誓約書（様式4）
- ⑥ 業務スケジュール等概略（様式5）
- ⑦ 課題に対する企画提案書（様式6）
- ⑧ 積算書（様式7）
- ⑨ 決算書（直近2年間）
- ⑩ 定款及び登記事項証明書（写し可）
- ⑪ 法人税等の滞納がないことを示す資料（直近2年間）
- ⑫ その他参考資料（必要に応じて）

4) 留意事項

- ① 期限までに提出しない者は、企画提案競技に参加できないものとする。
- ② 参加者は、参加申込後に参加資格要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。
- ③ 参加申込書類に虚偽記載があった場合は参加資格を取り消すこととする。
- ④ 課題に対する企画提案書は、6.(2)を参照して作成すること。書式、枚数等については自由とするが、必ずページ番号を付すこと。内容については、審査員の理解を深めるためにも簡潔・明瞭に記載し、膨大とならないこと。
- ⑤ 各様式は任意様式の提出も可能とするが、必ず様式右上に様式番号を記入すること。
- ⑥ 積算書（様式7）作成にあたっては以下の点に留意すること。
一般管理費は、当該業務を行うために必要な経費であって、当該業務に要した経費としての特定・抽出が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費であり、次の計算式により算出するものとする。
一般管理費 = (直接人件費 + 直接経費 - 再委託費) × 10/100 以内

6. 提出書類作成要領

(1) 留意事項

- ① 別添の様式に基づき作成すること。
- ② 様式3-2号及び3-3号の船舶設計業務実績は、過去10年間（平成28年1月1日から令和7年12月31日まで）に竣工した、国又は地方公共団体の漁業取締船、漁業調査船、漁業指導船いずれかの設計業務とする。

(2) 企画提案書の内容

課題に対する企画提案書（様式第6号）には、下記の①～⑥の項目に関する提案を記載すること。なお、全ての項目に関して提案を義務づけるものではないが、提案された項目に関しては、評価基準（本要綱8）に基づき、それぞれ加点するものとする。

- ① 取締能力に関する提案
- ② 船体の性能確保に関する提案

- ③ 船体その他設備の長期維持の容易性、維持管理費の低減についての提案
- ④ 船内居住区に関する提案
- ⑤ 建造費用の低減に関する提案
- ⑥ その他の提案

7. 企画提案書の審査及び最優秀提案者の決定

(1) 審査の方法

- ① 沖縄県農林水産部水産課において一次審査（書類審査）を行い、応募資格等要件の適合を確認したのち、適格者全てを二次審査（プレゼンテーション審査）の対象とする。
一次審査の結果はEメール等により通知する。
- ② 二次審査については、沖縄県農林水産部に設置する企画提案審査会においてプレゼンテーション審査を行う。
※プレゼンテーション審査に換えて書面審査を行う場合がある。変更内容については、二次審査対象者に連絡する。
- ③ 各委員が評価した総合得点が高い方を上位として、当該業務の企画提案採択順位を決定する。
(今回の募集は企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。)
- ④ 審査結果については、Eメールで通知するとともに、農林水産部農林水産総務課において、閲覧による公表を行う。
- ⑤ 審査過程において記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。

(2) 二次審査の内容

- ① 提出した「法人の概要」（様式第3-1号）、「法人の船舶設計業務実績」（様式第3-2）、「担当主任技術職員の船舶設計業務実績」（様式第3-3号）、「業務スケジュール等概略」（様式第5号）、「課題に対する企画提案書」（様式第6号）に基づき説明すること。
※当日の追加資料の提出・配布は一切認めない。また、プロジェクター等の使用は認めない。
- ② 審査会場への入場者は2名以内とし、各25分間（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）でプレゼンテーション審査を行う。
※プレゼンテーションの詳細については、別途連絡を行う。

8. 企画提案書の評価項目・課題及び配点

企画提案書の評価項目・課題及び配点等については下表のとおり。

評価項目		評価基準	配点
1 設計に係る実績及	①法人の実績・規模、当該業務の工程	・法人の船舶設計業務実績件数 ※1 ・技術系職員の人数	5

び能力について		・無理のない工程となっているか。※2	
	②担当主任技術職員の能力	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士の資格 ・設計業務の経験年数 ・漁業取締船や漁業調査船等の設計に係る官公庁、関係団体からの表彰実績 ・担当主任技術職員としての船舶設計業務実績件数※1 	5
2 技術的課題に対する提案について	①取締能力についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・サンゴ礁の発達した浅海域での指導取締に加え、沖合での業務実施に関して、耐航性や航続距離に配慮した提案がされているか。 ・夜間監視や、波浪などの海象条件の悪い中での業務に配慮した提案がされているか。 ・巧妙化が進む密漁に対し、効果的かつ先進性のある提案がなされているか。 ・指導取締用設備の具体的な活用に配慮した提案がなされているか。 ・搭載艇の耐航性とその運用に配慮した提案がなされているか。 	20
	②船体の性能確保についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・建造工事の過程で発生する船体のゆがみの低減を考慮した提案がされているか。 	10
	③船体その他設備の長期維持の容易性、維持管理費の低減についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理経費の低減に配慮した提案がなされているか。 ・耐久性、耐腐食性及び整備性の向上、部品調達の迅速性等について配慮した提案がなされているか。 	15
	④船内居住区に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・船員室の居住性に加え、業務効率等の向上に配慮した提案がなされているか。 ・被疑者の取り調べや捜査資料作成に配慮した執務環境の提案がなされているか。 	10

		・女性船員の乗組みに配慮した提案がなされているか。	
	⑤建造費用の低減についての提案	・導入に要する経費の低減に配慮した提案がなされているか。	15
	⑥その他の提案	・指導取締業務の質や効率の向上に関する追加の提案がなされているか。	10
3 見積金額	①金額の妥当性	・所要経費や算定根拠が明記されていて、合理的な内容となっているか。	10
合計			100

※1 過去10年間（平成28年1月1日から令和7年12月31日まで）に竣工した国又は地方公共団体の漁業取締船、漁業調査船、漁業指導船の設計実績とする。

※2 様式第5号により判断する。

9. スケジュール（予定）

令和8年	3月27日（金）	公募開始
	4月10日（金）12:00	質問締切
	4月23日（木）17:00	企画提案締切
	4月24日（金）（予定）	企画提案審査会
	4月28日（火）（予定）	採択決定
	4月30日（火）（予定）	契約

10. 契約の締結

(1) 最優秀提案者と契約締結交渉を行う。契約交渉が成立しない場合は、次点の者と契約交渉を行う。

(2) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合はこの限りではない。

ア 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (3) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (4) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。

11. その他

- (1) 提案が以下のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外する。
 - ① 本要綱に定める提出方法、期限等に適合しない提案書が提出された場合
 - ② 虚偽の内容が記載されている場合
 - ③ 審査委員又は関係者に対し、工作等不当な活動を行ったと認められる場合
- (2) 企画提案後、指名停止措置を受け受託者の決定時において指名停止期間中である者の評価は無効とする。
- (3) 提案に係る一切の経費、ヒアリング等への出席に要する費用については、提案者の負担とする。
- (4) 提出された提案書は返却しない。また、提出された参加申込書及び提案書は、選定以外に企画提案者に無断で使用しない。

なお、提出された参加申込書及び提案書は公開しない。
- (5) 選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。
- (6) 1事業者あたり、提案は1件とする。
- (7) 事務取扱については、沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条第1項に規定する県の休日を除く、9時から17時までとする。
- (8) 提案書に記載した担当者等は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験、見識を持つ者とし、発注者の了解を得なければならない。
- (9) 現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、企画書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。
- (10) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。